国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年６月２４日
九 州 地 方 整 備 局

建設企業１５０社に立入検査、１３社に勧告等を実施

～ 九州地方整備局　建設業法令遵守推進本部の活動について ～

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部（本部長　九州地方整備局長）では、平成１９年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、下請取引の適正化を中心とする法令遵守の取り組みを行ってきたところです。

今般、平成３０年度の活動結果をとりまとめ、令和元年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

Ⅰ．平成３０年度活動結果

※（ ）カッコ書きは平成２９年度の件数等

１．法令違反情報等の通報・相談受付状況：２６９件（２７４件）【詳細：図－１】

□「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に下請代金の不払いの他法令違反等の疑義等に関する通報・相談が寄せられた。
□下請代金の不払［44件 → 79件］及び制度、法令等の問い合わせ［60件 → 103件］に関する件数がそれぞれ増加した。
□社会保険加入対策に関する件数は減少した［126件 → 36件］。

２．立入検査等の実施状況：１５０社（１７９社）【詳細：図－２】

□下請取引等実態調査結果等に基づき、立入検査を実施した。また、過去に処分等の経歴があるもののうち是正状況の確認が必要な18社に対して立入検査を実施した。

３．監督処分・勧告の実施状況【詳細：図－３】

営業停止：１社（１社）　指示処分：１社（０社）　勧告：１１社（１５社）

□廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により１社に対して営業停止処分を実施した。
□労働安全衛生法違反により１社に対して指示処分を実施した。
□立入検査等の結果、書面による契約未締結や下請代金の支払遅延などの不適切な点があったため、その是正を求める旨の勧告を１１社に対して実施し、改善状況報告書を提出させた。

４．建設業法令遵守等の講習会の開催状況：２７回（２６回）

□熊本県の被災地において、建設業法令遵守等講習会（熊本市）を実施した。
□建設工事における労働災害防止に関する講習会（福岡市）を実施した。
□上記に加え、建設業団体等に対して建設業法令遵守ガイドラインや働き方改革、建設キャリアアップシステムの制度概要等について周知した。

Ⅱ．令和元年度活動方針

□上記のとおり、法令遵守の取組を行っているところであるが、依然として、不適切な契約手続等を原因とするトラブルが存在していることを踏まえ、別添のとおり令和元年度の活動方針を定め、更なる法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする各種取組を継続して実施する。
□下請代金の不払いに関する通報が多く寄せられたことに鑑み、書面による適正な契約締結等、国土交通大臣許可業者以外の建設企業も含め下請契約の適正化について周知・指導に努める。
□併せて、将来の建設業の担い手を確保するため、働き方改革の促進等を図る施策を盛り込んだこの度の改正建設業法等について周知する。

【問い合わせ先】九州地方整備局　建政部　建設業適正契約推進官　井上 正彦（いのうえ まさひこ）
建設産業課　課長補佐　樋口 敏明（ひぐち としあき）
代表電話：０９２－４７１－６３３１　（内線 ６１１９、６１４４）
直通電話：０９２－４０９－４２０１

平成30年度活動結果

【図－１】　法令違反情報等の通報・相談受付状況

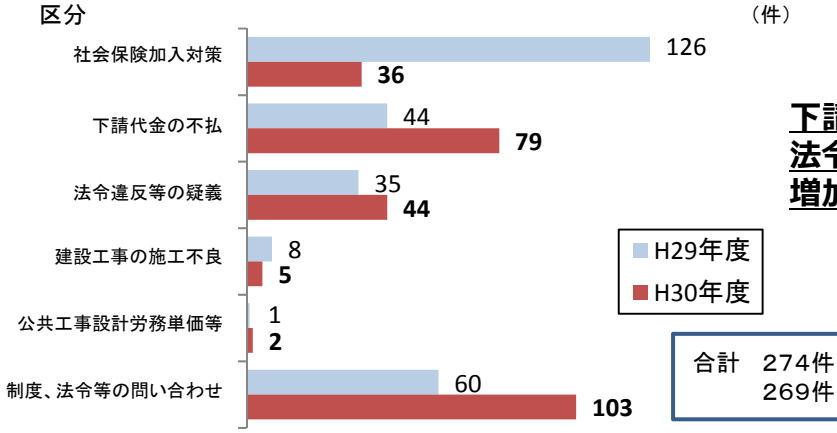

下請代金の不払及び制度、法令等の問い合わせ等が増加した。

【図－２】　立入検査等の実施状況

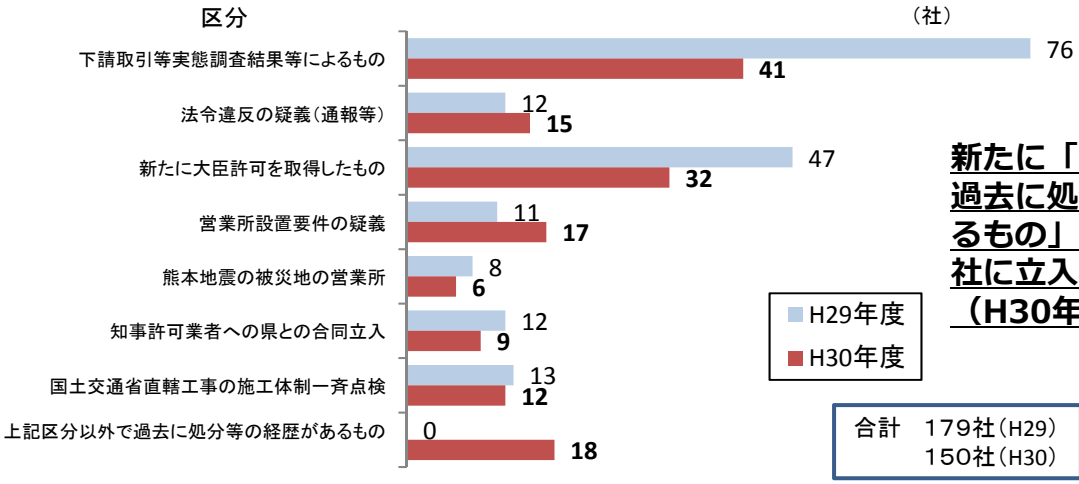

新たに「上記区分以外で過去に処分等の経歴があるもの」を追加し、１８社に立入検査を実施した。（H30年度新規取組）

※「下請取引等実態調査結果等によるもの」には、法定福利費調査結果によるものも含む。

【図－３】　監督処分・勧告の実施状況

監督処分　２社

・営業停止（1社）廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
・指示処分（1社）労働安全衛生法違反

勧告　１１社

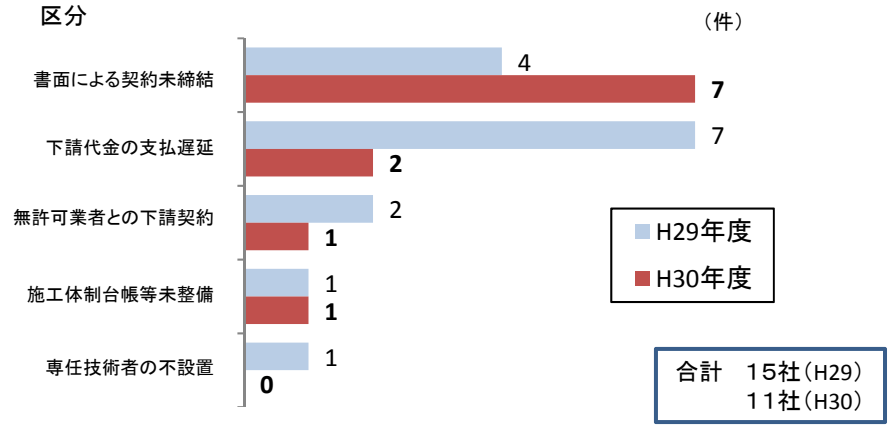

令和元年度活動方針概要

1.「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」並びに「建設業取引適正化センター」の活用

・重要な情報収集等の窓口であるため、利用促進に努めるとともに、法令違反の疑義情報等を受け付け、必要に応じ立入検査を実施し、不正行為等があれば監督処分等により厳正に対応
・知事許可業者に係る案件については、各県の担当部局と連携して的確に対応
・消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導
・下請代金の不払いに関する通報については、必要な周知・指導等
・請負契約のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」の周知

2.「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査においては、以下の事項に留意しつつ、建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底、社会保険の未加入企業の確認、保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、下請代金の支払の適正化に取り組むこととし、併せて監理技術者等の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等に対する指導を実施

また、特定建設業者に対して、下請負人に対する指導等として、その請け負った建設工事における全ての下請企業に対し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立等について、指導・助言その他の援助に努めるよう周知

2-1 対象建設企業の選定

・下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業
・通報等によって法令違反の疑義が生じた建設企業
・不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設企業
・建設業許可や経営事項審査時に法令違反の疑義が生じた建設企業
・新規に建設業許可を取得した建設企業
・過去に指導・監督を行った建設企業

2-2 立入検査における確認・周知事項

（１）「標準見積書」の活用状況等の確認
（２）改正建設業法に関する周知
（３）安全衛生経費の確保に関する周知
（４）下請代金の支払手段に関する周知
（５）消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知
（６）通報者に対する不利益取扱いの禁止に係る周知
（７）特定技能制度等の周知

2-3 不正行為等の公表

・不正行為等の公表について

3. 関係機関との連携等

（1）発注部局等との連携
（2）各県及び関係機関との連携強化
（3）関係法令の周知・法令遵守意識の向上
①建設業法令遵守ガイドライン及び改正建設業法等の周知
②国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令等の周知

令和元年度建設業法令遵守推進本部活動方針

令 和 元 年 ６ 月 ２ ４ 日
九 州 地 方 整 備 局
建設業法令遵守推進本部決定

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成 19 年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、下請取引の適正化を中心とする法令遵守の取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、下請代金の不払いに関する通報が多く寄せられるなど、不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在していることを踏まえ、更なる法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底をはじめとする、各種取組の継続が必要である。

特に、下請契約の適正化や取引条件を改善していくことが重要であり、書面による契約締結及び下請代金の適正な支払いに関して、国土交通大臣許可業者以外の建設企業も含め、必要な周知・指導に努める。

また、社会保険加入対策については、平成 30 年 1 月に開催された建設業社会保険推進連絡協議会における平成 30 年度以降の取組の方向性等を踏まえ、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用状況等の確認を行い社会保険加入の徹底を図る。

併せて、将来の建設業の担い手を確保するため、働き方改革の促進、生産性の向上及び持続可能な事業環境の確保を図る施策を盛り込んだこの度の改正建設業法等について周知する。

以上の施策の効果を確実なものとするために、令和元年度の活動方針として以下のとおり取り組む。

１.「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」並びに「建設業取引適正化センター」の活用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」及び社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（別添参照）について、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めるとともに、通報や相談を受付け、必要に応じ立入検査等を実施し、不正行為等があれば監督処分等により厳正に対応する。

知事許可業者に係る案件については、各県の担当部局と連携して的確に対応する。

また、消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り、調査・指導を行う。

下請代金の不払いに関する通報については、建設業法令遵守ガイドライン等に照らして違反行為等がないかを十分確認したうえで、必要な周知・指導等を行う。

なお、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」（別添参照）については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターを広く周知する。

２.「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査においては、以下の事項に留意しつつ、建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底、社会保険の未加入企業の確認・保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、下請代金の支払の適正化に取り組み、併せて、監理技術者等の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等の指導を実施する。

また、特定建設業者に対して、建設業法第２４条の６に規定される下請負人に対する指導等として、その請け負った建設工事における全ての下請企業に対し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立等について、指導・助言その他の援助に努めるよう周知する。

２－１．対象建設企業の選定

立入検査の対象については、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業、通報及び新聞報道等によって法令違反の疑義が生じた建設企業、不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設企業、建設業許可及び経営事項審査時に法令違反の疑義が生じた建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業や過去に指導・監督を行った建設企業を優先的に選定する。

２－２．立入検査における確認・周知事項

（１）「標準見積書」の活用状況等の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがされているか等の状況について確認を行い社会保険加入の徹底を図る。

（２）改正建設業法に関する周知

将来の建設業の担い手を確保するため、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止や建設業許可における社会保険への加入を要件化等を盛り込んだ改正建設業法について周知する。

（３）安全衛生経費の確保に関する周知

平成 29 年 3 月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び建設業法令遵守ガイドラインにおける安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知徹底する

（４）下請代金の支払手段に関する周知

平成 28 年 12 月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段について通達を見直したことを受け、平成 29 年 3 月

に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したことについて周知徹底する。
特に、改正建設業法により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」とされることについて周知する。

（５）消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税率は、令和元年 10 月より 10 %に引き上げられる予定であることから、下請取引において、適正な税率が用いられているかについて確認するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知徹底する。

（６）通報者に対する不利益取扱いの禁止に係る周知

通報によって法令違反の疑義が生じた建設企業を検査対象とする場合で、その端緒が下請企業からの通報であるときは、当該検査対象企業に対し、改正建設業法により、その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものとされることについて周知する。

（７）特定技能制度等の周知

特定技能制度（建設分野での受入れに限る。）又は外国人建設就労者受入事業については本省との連携を密にしながら、当該制度を周知する。

２－３．不正行為等の公表について

重大な不正行為や多数見受けられる不正行為等については、関係者への注意喚起及び当事者への再発防止の観点から、不適正な事案については、ホームページで公表する等の方策について試行する。

３．関係機関との連携等

（１）発注部局等との連携

国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設企業が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局への通報後、加入指導等を実施する運用を行っており、発注部局や関係機関との連携を図りながら、適切な対応に努める。

（２）各県及び関係機関との連携強化

① 建設業の取引適正化に取り組むため、地方協力会議を開催し、法令遵守推進に向け各県と連携して対応する。
特に、建設業取引適正化推進月間（11 月）においては、各県と連携した合

同立入検査を大臣許可業者及び知事許可業者の双方に対し実施する。また、建設業法等に関する講習会を合同開催し、重点的に法令遵守の活動に取り組む。

② 建設業団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会の実施に努める。

③ 警察部局との連携を密にし、協力して暴力団排除に努める。

（３）関係法令の周知・法令遵守意識の向上

① 建設業法令遵守ガイドライン及び社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン等の周知徹底並びに改正建設業法等の周知を図るため、建設業団体等を対象に講習会・研修会等を開催し、社会保険及び労働安全衛生等の関係法令の遵守についても、関係機関と連携し、意識の向上を図る。
なお、講習会・研修会等の開催にあたっては、建設業団体等を通じて下請企業等も含め幅広く参加を促すものとする。

② 国土交通大臣許可業者以外の建設企業にも同様の周知等を図る。

③ 昨年度に引き続き、熊本地震の被災地域における法令違反の情報を注視し、復旧・復興工事の適正な施工の確保を図るため、講習会等を実施する。

建設業に関する各種相談窓口

別添

国土交通省

建設業の法令違反に関する通報窓口

1 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240
FAX 0570-018-241
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp
※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】
10:00～12:00,13:30～17:00
（土日、祝日、閉庁日を除く）

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

駆け込みホットライン　検索

建設業に関する総合的な相談窓口

2 建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは4をご参照下さい

TEL 0570-004976
E-mail:hqt-kensetsugyo110@mlit.go.jp
※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00
（土日、祝日、閉庁日を除く）

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル　検索

請負契約に関するトラブルの相談窓口

3 建設業取引適正化センター

センター **東京**
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター **大阪**
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料無料

【受付時間】
9:30～17:00
（土日、祝日、年末年始を除く）

建設業取引適正化センター　検索

●元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業許可・経営事項審査に関する窓口

4 建設業許可・経営事項審査に関するお問い合わせ窓口

建設業許可・経営事項審査に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい（九州地方整備局管轄の国土交通大臣許可業者が対象となります）

担 当：九州地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係

建設業許可・経営事項審査に必要な書類は九州地方整備局ホームページでご確認いただけます。

九州地方整備局　建設産業行政　検索

建設業法及び各種ガイドラインの詳細は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法　検索

建設業法令遵守ガイドライン　検索

（H30.９月版）